

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
1-1	P36	第4章 重点目標1 生涯学習の推進	いつも図書館をありがたく利用させていただいております。最近ではオーディオブックも始まり、これから様々なジャンルのものが増えていくことを期待しています。近年、書店が減っていく中で、実際に手に取りながら本を選ぶことの出来る図書館は貴重なものだと思います。そんな図書館の中で、もう少しつながりを感じられたら嬉しいと思います。例えば、地域の人や近隣の学校の生徒が本の感想やおすすめの本を発信するコーナー（ポップやディスプレイ）があったりなど。よろしくお願いします。	中央・森・木・サンコーテクノプラザ南流山地域図書館では、市内小・中学校で開催されている「R1読書グランプリ」と連携し、児童・生徒が作成したおすすめ本のPOPの入賞作品を関連本と共に展示しています。また、中央図書館では、こどもが書いたおすすめの本や大好きな本を紹介するカードや、職場体験で来館した中・高校生が作成したPOPの展示などを行っています。いただいたご意見を参考に、今後も地域の方々に図書館とのつながりを感じていただけるような事業を継続していきます。	無	
2-1	P27	第3章 重点目標6 施策13 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 （4）中学校区の特徴を活かした教育環境づくり	私の住む運河駅周辺では宅地開発がスピードをあげて進んでいます。来年には250世帯のマンション建設 完成予定です。運河地区のおおたかや南流山にはない豊かな自然環境を生かした教育施策を期待しています。	令和6年度、市内全中学校区でコミュニティスクールの設置・運用が始まりました。学校支援コーディネーターを中心にボランティアの方とともに学校支援活動を行っており、活動内容は多岐にわたっています。ご意見のと同じ市内でも地域性は様々であることから、学校と地域が連携・協力し、今後も各地域の特性を活かした教育を進めていきます。	無	
2-2	P36	第4章 重点目標1 生涯学習の推進	戦争や地球温暖化による気候変動や災害などの世界情勢は、子どもたちの心にも暗い影をおとしています。地球上で共に生きている世界の国々の子どもたちの生活や考えに関心をもち少しでも明るい未来を思い描けるように願っています。本を読むことは世界への窓を開くこと、そして、本を一生の友だちになってくれます。障害や貧困、言葉のかべを超えて流山に住む子どもたちに本が届くような活動を流山市立図書館に期待しています。	図書館では、録音資料、点字資料、大活字本、LLブック、電子書籍、オーディオブックなど、障害等により活字を読むことが困難な方にも利用していただきやすい資料を含め、幅広く児童書を収集しており、外国語図書も所蔵しています。そのほか、ブックスタート関連事業として、毎年計画的に市内の保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所等の子育て関連施設に、乳幼児向け絵本のセットを贈呈しています。また各図書館等ではおはなし会を実施し、参加者が絵本に親しめる機会の提供に努めています。各年代に合ったおすすめの本リストの作成および配布を継続していきます。今後とも本市に住む子どもたちが本に親しめる環境づくりに努め、読書活動を支援していきます。	無	
3-1	P6	第2章 第1節 基本計画の基本理念	「持続可能な社会の創り手」を正しく捉えているかどうかで、方向性が変わると思われる。教員が次世代を意識し、子供たちが自ら考え、自分の意見を述べることができ、実行できる能力を育んで欲しい。	教育振興基本計画の主旨を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの推進、情報化社会に対応していく力等これから求められる力を育む学校教育活動を進めていけるよう、教育委員会主催の研修会や会議等において、市内小中学校の教職員へ周知啓発を図っていきます。	無	
3-2	P7	第2章 第2節 施策の体系 不登校	「不登校」という「自主学習者」「フレキシブルな学習者」というような悪い印象を持たない言い方に変えてはどうか。文科省は不登校の子供たちを問題視しておらず、教育の多様性としてその支援に取り組むよう示している。「不登校」と呼び、学校に行かない子供たちを問題であるかのように感じさせて親子双方に心理的負担を感じさせていることが問題だと感じる。	「不登校」という言葉を悪い印象を持たない言い方に変えてはどうかというご意見については、国においても一般化した言葉となっているため、現段階では変更する予定はありません。市教育委員会としては、今後不登校は誰でも起こりえるもの、個々の困り感に寄り添うために支援するという認識のもと、多様な居場所として、教育支援センターフレンドステーションやバーチャル空間、校内支援センターを設置し、様々な形で支援を行っています。オンラインでの学習参加支援など、今後も、一人一人のこどもたちに寄り沿った支援を進めていきます。また、不登校のこどもたちの親の会を実施しているところですが、今後も、保護者の方が一人で不安を抱えることがないよう進めていきます。	無	

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
3-3	P7	第2章 第2節 施策の体系 幼児教育の質の向上	「幼児教育の向上」が「確かな学力」と結びつけられている点について、教育的要素が強調されているように感じる。重点目標に当てはまる項目がないため、「その他」でいいのではないかと思う。	幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な時期と言われています。また、幼児期のこどもたちは遊びを通して、小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培います。このように、学びは幼児期から小中学校へとつながっているため、重点目標1 確かな学力の育成に掲載しております。	無	
3-4	P8	第3章 施策1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	(1) 問題点 教育振興基本計画では「多様な個々の学び」を重視する一方で、全国学力・学習状況調査による比較評価を実施している点に矛盾が見られます。 この比較評価システムは、以下の問題をはらんでいます。 個々の学習者の独自性や成長家庭が軽視される可能性。数値化できない学びの価値が見落とされる危険性。比較による競争意識が、本来の万尾の目的をゆがめる可能性。 (2) 懸念される影響 学校や教育現場が比較評価を意識するあまり、画一的な教育に偏重する可能性。児童の主体的な学びよりも、テストの点数向上に重点がおかれる危険性。個々の興味関心や学習ペースに応じた教育の実現が困難になる可能性。 (3) 改善提案 評価方法の見直し。個々の成長過程を重視したポートフォリオ評価の導入。数値化できない学びの成果を評価する新しい指標の開発。個人の興味関心に基づく探求学習の評価。 主体的な学びを推進する環境づくり。個々の学習者のペースを尊重した学習環境の整備。多様な学習形態の認知と支援。競争ではなく、協働による学びの促進。 評価の目的の明確化 比較のための評価ではなく、個々の成長を支援するための評価へ。教育改善のためのデータ収集という位置づけの明確化。学校や地域の特性を活かした独自の教育実践の推進。	全国学力・学習状況調査は、あくまでも資質能力を図る評価指標の一つです。各学校では、日々の学習の振り返りやこどもたちの成果物による評価、パフォーマンス評価等様々な視点からこどもたち一人一人の伸びを見取る評価を行っています。	無	
3-5	P25	第3章 施策12 不登校児童生徒への支援の推進	「学びの機会」としてのフリースクールの設置や校内での居場所づくり、オルタナティブ教育、またそれらを利用するための支援金についても今後需要が増加すると考えられるため、検討してはどうか？多様性を重視する一方で、学生時期の過ごし方を学校一択で考えていることに違和感を感じる。	現在、市教育委員会としてフリースクールを利用するための支援金について検討しておりませんが、不登校児童生徒の多様な学びの場、居場所として、教育支援センターフレンドステーションや校内支援センターを設置しています。また、バーチャル空間による居場所の運営も開始したところです。	無	
4-1		全般	「現状と課題」の下に記載されていることは「具体的な対応」だと思いますが、項目名称がないため何が記載されているか不明確です。項目名を入れた方が良いと思います。	現状と課題に対する具体的な対応を記載しております。項目名を追記する予定はありません。	無	
4-2	P3	第1章 第4節 策定にあたっての基本的な考え方	PDCA についての記載がありますが、計画全体で述べられている事項に対するPDCA が良好に運用されていないことが課題であると思われる記載が必要だと思います。課題解決のためPDCA の具体的な運用についての記載が必要だと思いますが、計画内に記載できない場合、「別途〇〇で記載」とし、その情報は公開されている必要があると思います。	教育振興基本計画の重点項目ごとに目標及び現状と課題を明記し、その対応策を記載しており、問題解決のためのPDCAサイクルの具体的な運用について、個別の記載は考えておりません。また、教育振興基本計画は、毎年成果と課題を整理し、見直しを図っていく予定です。取組状況が広く市民に伝わるよう、ホームページ等を活用し、情報発信に努めていきます。	無	
4-3	P9 P10	第3章 施策2 幼児教育の質の向上 施策3 学校段階間の接続の推進	子どもの状態についての情報共有の連続性は小学校から中学校などは書類等で保護者も含めて存在しますが、幼稚園・保育園から小学校、またそれ以前の出生からの連続性については課題だと思われる、できた方が良いと思います。そういった方向で検討を進めていくような記載があればよいと思います。	幼児教育支援センターの事業として、幼児教育施設から小学校への「情報共有」「引継ぎ」を行っております。今後は、情報共有の内容や方法を工夫改善し、関係機関との連携を深め、更に丁寧な情報共有や引継ぎを行っていきます。	無	

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
4－4	P18	第3章 施策8 学校保健、学校給食・食育の充実	「食育の推進」について、13 ページに記載のある通り「民間団体、企業等との連携」を実施していくことを記載して良いと思います。日本種苗協会などは会員各社が食育を推進する活動を実施しており、容易に連携が可能です。	「民間団体、企業等との連携」については、「食育の推進」を含め、機会を見て取り組んでいきます。 今回の計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の基本的な理念等を定めるものです。現時点で、「食育の推進」において、特定の民間団体等と基本的理念の柱となるような5年間の個別具体的な協定等は締結しておらず、計画へ記載することは考えていません。民間団体、企業等との連携した取り組みについては、随時お知らせしていきます。	無	
4－5	P26 P27	第3章 施策13コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	1～5 まで記載がありますが、現状で全くうまく運用されていないと感じ、それが課題だと思われ、実際にアンケートを実施した場合でも事実確認できるのではないかと思います。解決策として各項の内容としてより具体的に記載した方が良いと思います。すべての具体を記載しようとするとう長文となることが危惧され場合には、別途で記載し、どこかで公開をお願いします。	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動については、地域の実態によって変わってくるため、一律で記載することは難しいと考えます。運営協議会のあり方、活動や連携のあり方については、現在実施している学校支援コーディネーター研修会や校長会議において情報発信等を行い認識を深めていきます。また、各学区での取組状況については、ホームページ等で情報発信していきます。	無	
4－6	P28	第3章 施策14 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	部活動の地域移行について、「現状と課題」には課題の記載がありません。生徒達の意見をヒアリングし反映することや、生徒達が自主性をもって市内生徒であれば差異がない選択ができる状態となっていないことも含め課題があるはずだと思います。課題を記載し、対応した具体的な策の記載をお願いします。	生徒達の部活動に関するアンケートからは、専門的な指導を受けられるという肯定的な意見がある中、指導者が毎回同じとは限らないといった声も挙がっています。こどもたちがスポーツや文化芸術に継続的に親しむことができる機会を確保することや教師の業務負担を軽減し、学校教育の質の向上を推進していきます。課題については追記します。	有	P29 現状と課題 本市では、令和元年から中学校の部活動における外部指導員の配置を行っています。このことでこどもたちはより専門的な指導を受けることができ、また経験のない顧問にとっては、指導の負担が減り、授業準備等の時間が確保できています。しかしながら、指導者の確保や運営に係る組織の整備、持続可能な活動にしていくためのシステムの構築が課題であると考えています。まずは、地域クラブ活動指導員を増員し、学校から切り離れた土日の地域クラブ活動を推進していきます。
4－7	P29	第3章 施策15 1人1台端末の活用	1人1 台の端末は配布されていると思いますが、自宅での利用は子どもにより差があるのが課題だと思います。子どもの教育のために端末を有効利用するためには、保護者も端末を使う必要があると思います。子どもの教育のためと考えると教員の知見向上も必要ですが、保護者も必要であり、使えない保護者が発生しないような対応が必要だと思います。そのような対応策の記載が必要だと思います（保護者は端末に詳しくないからわからないからやらないということが当たり前にならないような対策）。	1人1 台端末の活用については、こどもの発達段階や学習状況に応じて活用を進めています。保護者に対して一律の知見向上は困難ですが、活用の具体等も含め、情報発信を通し、保護者の理解を促していきます。	無	
4－8	P30	第3章 施策16 児童生徒の情報活用能力の育成	情報モラルに関しての具体的な対応には、青少年指導センターの事業との連携の記載があった方が良いと思います。	第4章生涯学習の推進の中で、青少年の健全育成について触れられているため、施策16児童生徒の情報活用能力の育成の中で青少年指導センターとの連携について記載しておりませんが、今後も情報モラルに限らず児童生徒の健全な育成に向けて、青少年指導センターも含め関係機関との連携を進めていきます。	無	
4－9	P32	第3章 施策18 学校における働き方改革、運営体制の充実	学校における働き方改革、については具体的な対応の記載が不足していると思います。文科省が公表している教職員の業務範囲を保護者に対しても周知していくことや、本来は教職員の業務範囲ではない事項を業務時間内にやっているような状況は改善に向けて取り組んでいくこと、地域や保護者が担う必要がある事項について推進していくこと、などの記載があった方が良いと思います。	「地域や保護者が担う必要がある事項を推進していく」という文言を本計画に追記することは考えておりませんが、学校・保護者・地域が連携して、こどもたちを育んでいく事の重要性については認識しております。学校における働き方改革については、国、県の方針に則り、会議等を通して、学校職員への周知を行っています。平成31年1月に中央教育審議会答申で示された「3分類に基づく14の取り組みの実効性を確保するための各主体による「対応策の例」」における学校・教師が担う業務に係る3分類について、市主催のモラールアップ代表者会議において確認しています。また、各学校の良い取り組みを共有し、各学校に持ち帰り、各学校において、勤務実態に合わせた取組を推進できるよう進めています。	無	

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
4-10	P34	第3章 施策20 安全・安心な学校施設 の整備と充実	学校施設の整備については、大前提として教育に関わる各校の設備に差が出ないような努力を行う、という記載が必要だと思います。	施設の築年数に差はありますが、設備は差が生じないように整備をしています。重点目標9学校施設の整備と充実の中で老朽化対策の推進について記載をしており、大前提として読み取れるものと解釈しています。	無	
4-11	P41	第4章 施策2 青少年を育てる地域 環境づくりと健全育 成体制の充実	39ページの課題の記載部分には「インターネット」と書かれており30ページにもある情報モラルやネットリテラシーが課題だと読み取れます。しかし40ページからの対応策の記載がありません。41ページの浄化活動の部分に記載が必要だと思います（国が公開している方針などと同様に）。また、浄化委員会を構成する団体には市P連がありますが、市P連に加入していない学校へも参加依頼がある状況であり、仕組みや取り組み自体を見直すか、教育振興計画の記載をどうにかして整合の取れた文章表現に変更する必要があると思います。	ネットリテラシーについては、環境浄化活動の中で情報モラル等についても講演会などで周知していくなど、青少年の健全育成を図ります。今後の環境浄化活動の在り方についても、地域の実情にあわせて効果的な内容となるよう、検討していきます。	無	
5-1		全般	10/16に市内小中保護者等に第3期流山市教育振興基本計画策定に向けた意見交換会を開催して頂き有難うございました。教育行政について保護者が率直に思っていることを伝える非常に良い機会だったと感じています。一方で、意見交換会で参加者が発言された内容及び事前にお送りしたコメントシートの内容が反映されていないように思います。各々参加のための工数がかかっておりますので、形だけの会にせず、意見交換会で出た意見等はしっかりと教育振興基本計画や教育行政に反映して頂くようお願い致します。	いただきましたご意見を踏まえ、第3期流山市教育振興基本計画を策定します。いただいたご意見をすべて盛り込むことは難しいと考えておりますが、ご意見を検討させていただいた上で、反映させていただきました。	無	
5-2		全般	「資料3_第3期流山市教育振興基本計画（案）」を確認したところ、文字データとしてPDF化されていないために検索機能が使えません。効率的にレビューを行うために、検索機能が使える形での展開をお願い致します。	ご不便をおかけし申し訳ありませんでした。本計画のホームページ掲載時には、文字検索可能な仕様で掲載していきます。	無	
5-3	P5	第1章 第5節 流山市の教育をめぐる 現状と課題 （2）課題	現代の環境に合わせた関係構築が必要であることから、「家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、現状に合わせた家庭・地域と学校の連携・協働体制の構築が必要不可欠」に改めて頂くようお願いします。	流山市の教育をめぐる現状については、数値的な面や地域性、学校の状況等十分に鑑み記載しております。そのため、改めて「現状に合わせた」という文言を追記することは考えておりません。	無	
5-4	P5	第1章 第5節 流山市の教育をめぐる 現状と課題 （2）課題	文部科学省の定める教育振興基本計画にて、「こども政策との連携」について以下の「」のように記載されている。第2期から大きく環境が変更になった点であり、周辺環境の変化として、「こども計画」に言及した上で、「こども計画」の所掌である「子ども家庭部」との連携しつつも、盛り込んで頂くようお願いします。 「令和5年4月に施行されたこども基本法において、こども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めることとされている。 子供の健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進に当たっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要がある。」	こどもの健やかな成長には、こどもを取り巻く環境を工夫改善したり、多様な大人が関わっていく必要があります。5-5のご意見と関連があり、子ども家庭部だけではなく、様々な関係機関との連携も重要となるため、5-5のご意見と合わせて、追記します。	無	

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
5-5	P5	第1章 第5節 流山市の教育をめぐる現状と課題 (2) 課題	文部科学省の定める教育振興基本計画にて、「各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ」について以下の「」のように記載されており、当事者である子供からの意見聴取や、データなどのエビデンスも踏まえた広報・フォローアップ、各ステークホルダーと一体となって教育を振興していく共通意識を持つことの重要性について盛り込んで頂きたい。 流山市としても昨年度「こども基本法」を踏まえた「こども会議」を実施しており、当事者からの声は挙がってきていると考えている。 「計画策定に向けては、教育関係団体や関係省庁から意見を聴くとともに、教育の当事者である子供からの意見を聴くことも必要である。本計画の策定に当たっては、関係団体等からのヒアリングやパブリックコメントの実施に加え、生徒・学生からのヒアリング、内閣府「ユース政策モニター」の子供・若者との意見交換・アンケートなどを実施し、寄せられた意見等を踏まえて検討を行った。また、データなどのエビデンスも踏まえた対話を通じて計画の策定・広報・フォローアップを行うことで、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、各ステークホルダーと政府が一体となって教育を振興していく共通意識を持つことが重要である。」	子ども家庭部が実施したヒアリングにおいて、こどもたちから「居場所」「相談」に関する声が挙がっています。本計画では、こどもの権利に関わることとして、重点目標2豊かな心の育成の施策5自己肯定感の向上の中で、自己肯定感の向上に向けた取り組み、施策6いじめ等への対応、人権教育の推進では、人権教育の推進について記載しております。また、「居場所」「相談」に関することについては、重点目標5多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂の施策12不登校児童生徒への支援の推進の中で、学びの機会の充実や相談体制づくりについて記載しております。教育の振興には、ご意見にあるように、関係機関との連携も不可欠であると考えておりますので、その点について追記します。	有	P5(2) 課題 ③関係機関との連携 こどもの健やかな成長には、学校教育だけではなく、保護者や地域、こどもを取り巻く環境が大きく影響します。子ども家庭部では、「こども基本法」（令和4年法律第77号）に基づき、令和7年度からの5年間で1期として「流山市こども計画」を策定する予定です。本計画での基本理念は「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え、こどもの権利を保障するための取組を進め、こどもにやさしいまちづくりの実現」を目指すもので、こどもの心豊かで健やかな育ちを支援していくとしています。そのため、流山市教育振興基本計画の推進にあたっては、子ども家庭部をはじめ関係機関と連携を図りながら推進していく必要があります。
5-6	P5	第1章 第5節 流山市の教育をめぐる現状と課題 (2) 課題	いじめ問題の深刻化、保護者の関与が強くなる中で、学校・地域では担えない課題も増えてきていると感じており、専門家の関与の必要性について盛り込んで頂きたい。（P.14には触れられていると思います）	P14に専門家の関与の必要性について触れていますが、課題として「専門的な知識及び技術を用いて、丁寧な支援を」と追記します。	有	P5(2) 課題 ①学校教育 いじめ等への対応については、法令やガイドラインに則った対応の周知徹底をはじめ、こども一人一人の最善の利益のために、こどもを取り巻くすべての大人が同じ方向を向き、専門的な知識及び技術を用いて、丁寧な支援を行っていく必要があります。
5-7	P14	第3章 重点目標2 施策6 いじめ等への対応、人権教育の推進 (1) 多様な機関と連携したいじめ等への対応	文部科学省の定める教育振興基本計画にて、「令和5年4月から、いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁で情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。」との記載があります。 流山市の計画においても、「多様な機関と連携したいじめ等への対応」との記載はありますが、その中でも子ども施策を行う「子ども家庭部」との連携は非常に大切になりますので、その点明記をお願いします。	「多様な機関」には、子ども家庭部も含んでいるため、計画へ詳細に記載することは考えておりません。	無	
5-8	P14	第3章 重点目標2 施策6 いじめ等への対応、人権教育の推進 (1) 多様な機関と連携したいじめ等への対応	文部科学省の定める教育振興基本計画にて、「問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。」との記載があります。 流山市の計画においても、いじめ防止だけにフォーカスせず、いじめが起きてしまった際の双方の健全育成にも言及をお願いします。	いじめが起きてしまった際の双方の健全育成については、流山市いじめ防止基本方針に記載しているため、計画へ詳細に記載することは考えておりません。	無	

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
5-9	P14	第3章 重点目標2 施策6 いじめ等への対応、 人権教育の推進 (1)多様な機関と 連携したいじめ等への 対応	上記とも関連するが、いじめの初期対応を行う教職員にとって、いじめの芽を見つける視点を持つことは非常に重要になると考えています。よって、「教職員としていじめの初期対応の研修を行うこと」に関する記載をお願いします。	スクールロイヤーによる教職員向けのいじめ防止研修の中で、「教職員としてのいじめの初期対応」も研修内容に含まれているため、計画へ詳細に記載することは考えておりません。	無	
5-10	P14	第3章 重点目標2 施策6 いじめ等への対応、 人権教育の推進 (1)多様な機関と 連携したいじめ等への 対応	いじめ重大事態になった場合には、学校レベルで解決出来なかった問題と捉え、調査主体を専門家による「いじめ対策調査会」とすることが必要だと考えており、「いじめ対策調査会」を積極的に活用しつつ、等の文言を入れて頂くようお願いします。	いじめ防止対策推進法の中で、「重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており、学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。」とされているため、計画へ記載することは考えておりません。	無	
5-11	P14	第3章 重点目標2 施策6 いじめ等への対応、 人権教育の推進 (1)多様な機関と 連携したいじめ等への 対応	文部科学省より「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知が出されており、「(学校及び学校の設置者は)児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。」との記載があります。これを踏まえて、警察との連携についても盛り込んで頂くようお願いします。 https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf	令和5年2月7日付けで文部科学省から発出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」に則り、「いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行い適切な援助を求めてまいります。」と追記します。	有	P15 (1)多様な機関と連携したいじめ等への対応 P16 ・令和5年2月7日付けで文部科学省から発出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」に則り、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行い適切な援助を求めていきます。
5-12	P21	第3章 重点目標4 グローバル社会における人材育成	文部科学省の定める教育振興基本計画の5つの基本的なコンセプトの一つである「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」について、「AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。」「地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していく必要がある」と書かれています。この2点は大切な点だと考えており、流山市の計画においても触れて頂くようお願いします。	「AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。」については、施策1個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実の中で触れております。「地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していく必要がある」については、施策4キャリア教育の推進の中で、記載しております。	無	
5-13	P25	第3章 重点目標5 施策12 不登校児童生徒への 支援の推進 (2)不登校支援の ための相談体制づくり	こども計画(案)の第4章 事業番号28にて「こどもの相談・救済機関の設置検討」が検討されている。 右記のような施設が検討されていると推測するが、この施設を運営する「子ども家庭課」との連携は非常に大切であり、是非明記して頂きたい。 https://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/index.html	施策12不登校児童生徒への支援の推進の目標にも記載があるように、個々の児童生徒の意思を尊重した支援の充実が必要であること、学校内に限らず相談窓口の充実が不可欠であることから、関係部署である「子ども家庭部」との連携について追記します。	有	P25現状と課題 また、こどもの相談は、虐待やいじめなど多岐にわたることから、子ども家庭部とも連携を図りながら、こどもの権利侵害に対応する相談・救済機関の設置を検討していく必要があります。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
5-14	P26	第3章 重点目標6 施策13 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 (1) 社会に開かれた学校づくりのための情報発信	各学校の情報発信について触れられているが、教育委員会として実施している全市対象の取り組みについては、教育委員会からの情報発信も重要になると考えており、教育委員会としての情報発信の重要性も盛り込んで頂くようお願いします。 文部科学省の定める教育振興基本計画においても「広く国民の間で教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり、このためにも、各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制の整備等を進め、不断の改革・改善を徹底するとともに、教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要がある。」との記載があり、発信の重要性に触れています。	「教育委員会からの情報発信も重要」については、ご意見の中にあるように、教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり、教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要があると認識しております。第3期流山市教育振興基本計画全体に係ることであるため、この項目に特化して「教育委員会からの情報発信」とは記載しておりませんが、今後も取組の情報発信に努めていきます。	無	
5-15	P27	第3章 重点目標6 施策13 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 (3) 地域の人材・教育力を活かした教育活動の推進	文部科学省の定める教育振興基本計画にて「学校と地域・産学官の連携を推進していくためには、人と人、組織と組織をつなぎ、広げていく機能が重要となる。そのためのコーディネーター人材の育成や、コンソーシアムによる組織間の連携が求められる。」との記載があります。 「コミュニティ・スクール」の運営においては「コーディネーター」が非常に重要な役割を担うため、「コーディネーターの役割と、育成が重要になる」ことについて触れて頂くようお願いします。	「コーディネーターの役割と、育成が重要になる」ことについては、施策13コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の中でコーディネーターの内容について記載しております。	無	
5-16	P29	第3章 重点目標7 教育DXの推進・デジタル人材の育成	文部科学省の定める教育振興基本計画にて「生成AIについては、教育現場での利用により効果をもたらす可能性と生じうるリスクを踏まえて対応することが必要である。」との記載がある。 また右記記載の通り、文部科学省にて「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関する検討会議」が行われており、AIの利活用は避けては通れない文化になっていることから、流山市の計画においても触れて頂くようお願いします。 https://www.mext.go.jp/b-menu/shingi/chousa/shotou/193/index.html	義務教育段階の児童生徒の生成AI活用については、こどもの発達段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要であり、国でも対応を検討し、ガイドライン案の作成段階です。そのため、今回の流山市教育振興基本計画への記載は考えておりませんが、国の動向を注視しながら、利活用について検討を進めていきます。	無	
5-17	P30 P33	第3章 重点目標7 施策16 児童生徒の情報活用能力の育成 (1) 1人1台端末の活用力の向上 施策19 ICT環境の充実	学校毎に活用頻度・活用形態が異なると思いますが、現端末は持ち運び前提になっていないこと、教室でのICT端末との相互利用を想定した際に、機能が十分でない様子も散見されると思います。よって「活用・利用状況を踏まえて端末の見直しを行う」ことも盛り込んで頂くようお願いします。	「活用・利用状況を踏まえて端末の見直しを行う」については、施策151人1台端末の活用、施策16児童生徒の情報活用能力の育成の中で広くICTの利活用について触れているため、追記は考えておりません。	無	
5-18	P32	第3章 重点目標8 施策18 学校における働き方改革、運営体制の充実 (1) 校務の効率化に向けて	メールによる連絡対応等について言及があるが、流山市として導入している情報連絡アプリ「SchIT Mail」を活用することで、効率的な情報連絡が可能になると考えるため、その点についても盛り込んで頂くようお願いします。	現在、学校を経由する必要がない市教育委員会からの保護者宛の連絡については、メール機能を活用し、市から保護者に直接、情報を通知することにより学校の業務改善に繋がっています。また、学校においても、欠席等の連絡にメール機能を活用することで、電話等で連絡する時間の削減やこどもと向き合う時間の確保にも繋がっています。そのため、この2点について追記します。	有	P33(1)校務の効率化に向けて ・市教育委員会からの保護者宛の連絡や保護者から学校への欠席等の連絡については、メール機能を活用し学校の業務改善に繋がります。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
5-19	P34	第3章 重点目標9 施策20 安全・安心な学校施設 の整備と充実	どこに入るか分からないので、こちらへのコメントとなるが、「流山市安全対策プログラム」に基づく、通学路合同点検の取り組みについても盛り込んで頂くようお願いします。	教育振興基本計画では、学校教育の推進において、9の重点目標と20の施策を定めておりますが、通学路合同点検の取り組みについては、学校が整備及び管理できるものではないため、重点目標としておらず、盛り込む考えはありません。 なお、こどもの安心・安全については、引き続き、安全に登下校できるよう、関係機関と連携しながら通学路危険箇所の整備を推進していきます。	無	
5-20	P39	第4章 重点目標2 施策2 青少年を育てる地域 環境づくりと健全育 成体制の充実	文部科学省の定める教育振興基本計画にて、青少年健全育成は以下のように記載されている。「青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行う。 また保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を講じる。」 国として重要視されている上記課題について、保護者としても非常に重要と考えており、流山市の計画においても是非盛り込んで頂くようお願いします。	青少年のインターネット環境については各団体と連携しながら安全利用のための情報発信を行っています。なお、基本的な取り組みとしては、重点目標7教育DXの推進・デジタル人材の育成に位置づけています。	無	
5-21	P39	第4章 重点目標2 施策2 青少年を育てる地域 環境づくりと健全育 成体制の充実	こども家庭庁で取り組まれている「青少年の安全で安心な社会環境の整備」事業の内、ネットの危険からこどもを守る活動・青少年の安全安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の推進、について触れられていないように感じる。既存の環境の充実化を図ることも大切ですが、社会情勢の変化により、インターネット利用の対策の方が優先度は高くなっていると考えており、その点を計画に盛り込んで頂くようお願いします。	ネットの安全な利用の啓発やネットパトロール等の取り組みを引き続き行っていきます。なお、基本的な取り組みとしては、重点目標7教育DXの推進・デジタル人材の育成に位置づけています。	無	
5-22	P41	第4章 重点目標2 施策2 青少年を育てる地域 環境づくりと健全育 成体制の充実 (3)社会環境浄化 活動の充実	各構成団体からの推薦による活動との記載であるため、流山市PTA連絡協議会に所属していない学校の割合が多い現状において体制的に矛盾がある。所属していない学校はこの活動に保護者が強制的に関わらせる構成に疑問がある。 継続を考えるならば、現状に合わせて、「決められた人」が「決められた時」に「決められた役割」を担うのではなく、「出来る人」が「出来る時」に「出来る役割」を担う体制に変更した上で、下請け作業感をなくし、純粋に地域のそれぞれの立場の方が、話し合う場のような位置づけの方が参加しやすいのではないのでしょうか。また、地域コミュニティの協働など、横の連携を図って頂くようお願いします。	今後の環境浄化活動の在り方についても、地域の実情にあわせて効果的な内容となるよう、検討していきます。	無	

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	第3期流山市教育振興基本計画 修正案
6-1		全般	電子申請サービスの未対応について 本計画のパブリックコメント募集が電子申請サービスに登録されていない理由を問う。また、掲載されている流山市教育振興基本計画は文字検索が不可能な仕様となっており、閲覧者の利便性を著しく損なっている。教育DXを推進する以前に、デジタル関係の基本的要件が満たされていない点に強い懸念を覚える。本計画のHP掲載時には、これらの課題を改善すべきである。	ご不便をおかけし申し訳ありませんでした。本計画のホームページ掲載時には、文字検索可能な仕様で掲載していきます。	無	
6-2	P7	第2章 第2節 施策の体系	重点目標の視覚的表現について重点目標の視覚的表現について 第二節における9つの目標と4つの重点目標について、ピクトグラムやアイコンを用いた視覚的表現の導入を提案する。現状の文字のみの表現では可読性に欠ける。	本計画の性質上、文章で内容を説明する必要があり、情報を一つの絵で表現するピクトグラムやアイコンで、本計画の内容をお示しすることは、難しいと考えております。	無	
6-3		全般	保護者のリテラシー向上施策について保護者のリテラシー向上施策について 「令和の日本型学校教育」の推進には、教員のみならず保護者のリテラシー向上が不可欠である。みらいのたね応援団主催・流山市後援による工藤氏の講演等は、極めて有意義な取り組みである。必ずしも市の主導にこだわる必要はなく、このような後援形式での支援を積極的に展開すべきである（講演者への謝礼等については、可能な限り市による支援が望ましい）。有識者講演等を通じた保護者のリテラシー向上について、施策への組み込みを検討されたい。	国の計画の中で、学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、共にこども達の成長を支えていくことの重要性に触れられており、保護者のリテラシー向上は必要だと考えております。流山市教育振興基本計画においても、重点目標の6学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域教育力の向上として示し、学校と保護者・地域と一体となり、こどもたちの成長を支えていきます。保護者のリテラシー向上に向けた意識啓発・向上については、地域ごとに様々なアプローチの方法が考えられるため、一律な文言で施策へ記載することは考えておりません。また、「後援」については、あくまでもイベント等を実施したい団体に対して、市教育委員会が後援申請という形式をとるものであることから、市教育委員会が主体となって行っていくことは考えておりません。	無	
6-4	p29～ 33	第3章 重点目標7 施策15 1人1台端末の活用 施策16 児童生徒の情報活用能力の育成 施策17 教員の指導力向上 重点目標8 施策18 学校における働き方改革、運営体制の充実 施策19 ICT環境の充実	生成AI関連施策について 施策15～19において、ICTについての言及のみで生成AIへの言及が皆無である点は、時代の要請にできていない。5年間の計画であることを踏まえれば、重点目標もしくは少なくとも施策名において「生成AI」の文言を明記すべきである。 具体的な変更案： 施策15： ・「ICTの活用」→「ICT、生成AI等の活用」 ・「ICTの有効活用」→「ICT、生成AI等の有効活用」 施策16： ・「児童生徒の情報活用能力の育成」→「生成AI時代に対応した児童生徒の情報活用能力の育成」 施策17： ・「教員の指導力向上」→「生成AI時代の学びを支援する教員指導力の向上」 施策18： 業務効率化におけるAI活用の可能性に言及し、学校行事の保護者向け案内文作成、テスト問題作成等の具体例を明記すべきである。 施策19： 施策15との内容重複が見られる。統合もしくは、施策15を1人1台端末・ICT環境整備に特化し、施策19を生成AI活用の発展的内容とする等、構成の再考を要する。	義務教育段階の児童生徒の生成AI活用については、こどもの発達段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要であり、国でも対応を検討し、ガイドライン案の作成段階です。そのため、今回の流山市教育振興基本計画への記載は考えておりませんが、国の動向を注視しながら、利活用について検討を進めていきます。	無	
6-5	P34	第3章 重点目標9 施策20 安全・安心な学校施設の整備と充実	学校施設の断熱改修について（施策20（6）） 学校施設の断熱改修が施策に含まれていない理由を問う。流山北小学校の断熱改修ワークショップは先進的な取り組みであり、今後の類似事業や本格的な断熱化の計画について明記すべきである。また、当該ワークショップの写真を掲載し、取り組みの可視化を図ることを提案する。	断熱改修は全庁的な施策の基に進められますが、学校施設としての取り組みを追記します。 なお、ワークショップの取り組みは実証実験場所を提供したもので、主催者ではないため実験結果等の掲載は差し控えさせていただきます。	有	P36（6）環境に配慮した施設の整備 ・地球温暖化対策や電力消費量の削減が求められている中、大規模な改修に当たっては、断熱性能に配慮します。また、LED照明や人感センサー付き照明、環境配慮型設備を積極的に導入し、省エネルギー化に取り組みます。